

地震災害・風水雪害等に関する協定

鳩山町（以下「甲」という。）と 株式会社 田中工業（以下「乙」という。）とは、地震災害・風水雪害等における情報収集パトロール及び応急復旧工事に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路及び公共施設等における災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときにおける甲と乙の実施する基本的事項を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力体制）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、乙の担当区域をあらかじめ定め、甲に通知し、
変更がある場合も同様とする。ただし、甲は、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、担当区域によらず乙に要請できる。

- 2 甲及び乙は、情報連絡体制を定め、互いに周知し、変更がある場合も同様とする。
- 3 甲及び乙は、前各項の内容について、年度当初に互いに確認する。

（要請手続き）

第3条 甲の要請手続きは、次の区分に従い行うものとする。

（1）連絡可能なときの要請

甲は、通常の連絡方法が可能なときは、予め定めた情報連絡体制により乙に協力を要請する。

（2）連絡不可能なときの要請

乙は、災害により電話等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、乙の判断で担当区域の応急対策業務を実施する。

（3）震度4以上の地震が観測されたときの要請

乙は、町内で震度4以上の地震が観測されたときは、甲の要請を待つことなく、担当区域の被災情報を収集する。

（協力体制の確保）

第4条 乙は、大規模な災害が発生した場合は、直ちに自社の被災状況等を把握し、応急対策業務の実施が困難であると判明したときは、速やかに甲に報告する。

（実施報告）

第5条 応急対策業務を実施した乙は、その状況を速やかに甲に報告する。

- 2 地震発生後に被災情報を収集した乙は、別紙様式第1号により、その状況を速やかに甲に報告する。

(契約等の締結)

第 6 条 甲と乙とは、甲の費用負担とする応急対策業務を実施するときは、速やかに契約等を締結する。

(協定の期間及び更新)

第 7 条 この協定の有効期間は、協定の締結から起算して 1 年とする。ただし、期間満了日の 30 日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了日の翌日から起算して更に 1 年間延長し、その後においても同様とする。

(定めのない事項)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この協定は、従前から甲の要請に基づき乙が除雪及び自然災害等による応急復旧工事を実施してきたものを規定化したものである。
- 3 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 21 年 4 月 1 日

甲 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

鳩山町

鳩山町長 小峰孝雄



乙 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼 447

株式会社 田中工業

代表取締役 田中一良

